

すぎと 男女共同参画プラン (第5次)

みんなでつくる、
だれもがいきいきと輝けるまち

令和3年3月
杉 戸 町

男女共同参画社会の実現を目指して

～みんなでつくる、だれもがいきいきと輝けるまち～



杉戸町では、平成13年に「すぎと男女共同参画プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。

この度、第4次計画期間の満了を迎えることから、令和3年度から令和7年度を期間とする「すぎと男女共同参画プラン（第5次）～みんなでつくる、だれもがいきいきと輝けるまち～」を策定いたしました。

併せて、この計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく町の推進計画として位置づけました。

今後、少子高齢化の進行に伴い、労働力不足が深刻化するなど、かつて経験したことのない時代を迎えます。社会の持続的な成長や活力を創出していくためには、男性の家庭生活への参画や、女性の社会における活躍推進など、あらゆる場に男女がともに対等な立場で活躍できる社会を築くことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、とりわけ、女性へのDVの増加が懸念されています。DV等の女性に対する暴力の根絶に向け、より一層の取組を進める必要があります。

計画の実施にあたり、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたり、幅広い観点から貴重なご意見やご提言をいただきました「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」の委員の皆様、また「男女共同参画に関する住民意識調査」にご協力いただきました皆様をはじめとする多くの町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

杉戸町長 古谷松雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨1
- 2 計画策定の背景2
- 3 計画の位置付け4
- 4 計画の期間4

第2章 杉戸町の現状と課題

- 1 杉戸町の現状7
- 2 すぎと男女共同参画プラン（第4次）の成果と課題10

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念19
- 2 施策の体系20
- 3 数値目標一覧22

第4章 施策の展開

- 基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり27
- 基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり35
- 基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり44

第5章 計画の推進

- 計画の推進53

資料編

- 1 「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」策定経過57
- 2 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱58
- 3 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿59
- 4 杉戸町男女共同参画推進会議設置要綱60
- 5 関連年表62
- 6 関係法令66
- 7 用語の解説87

第1章 計画の策定にあたって

わが国では、日本国憲法に定められた個人の尊重と法の下での平等の理念のもと、国際連合（以下「国連」という。）を中心とした世界的規模の取組と連動しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、時代に合わせて様々な取組が進められてきました。

その取組により、指導的地位への女性の参画拡大や、仕事と家庭の両立支援の充実から、*M字カーブの底の改善等が見られる一方で、依然として残る課題に加え、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化により、新たな課題も顕在化しています。根強く残る*固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行・制度、増加する*ドメスティック・バイオレンス（DV）や、*ワーク・ライフ・バランスの推進などの課題に引き続き取り組むとともに、多様性への理解と尊重、あらゆる場面でのハラスメント防止などの新たな課題への取組も求められています。さらに、女性の活躍を推進するためには、女性に焦点を当てた取組だけでなく、男性、管理職、事業主も積極的に意識を変え、行動することが重要です。

また、近年頻発する大規模な自然災害の経験を踏まえ、避難所運営や防災組織への女性の参画促進、男女共同参画の視点を入れた防災・災害復興対策の確立が必要です。

平成 11 年（1999 年）に公布及び施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。男女共同参画社会の実現は、我が国において極めて重要な課題であり、今後、住民の身近にある地方自治体における取組がより一層重要になると考えられます。

この計画は、平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「すぎと男女共同参画プラン（第 4 次）」によるこれまでの取組を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や、社会情勢の変化から生じた新たな課題に適切に対応し、杉戸町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(1) 世界の動き

国連は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と設定し、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国連婦人の 10 年」と定め、男女平等や女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

近年では、平成 26 年（2014 年）に、第 58 回国連婦人の地位委員会において、「自然災害における*ジェンダー平等と女性の*エンパワーメント」の決議案が採択されました。

平成 27 年（2015 年）には、国連サミットにおいて「*持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダにおいて、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられました。そのうち目標 5 には、「*ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の*エンパワーメントを図る」がうたわれており、本計画と関わりが深い項目となっています。

令和元年（2019 年）には、国際労働機関（ILO）において、暴力やハラスメントを「身体的、心理的、性的、経済的被害を引き起こしかねない行為」と定義し、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約が採択されました。

(2) 国の動き

わが国では、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定し、昭和 60 年（1985 年）には「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、「男女雇用機会均等法」を公布するなど、法整備を行ってきました。

平成 11 年（1999 年）6 月には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年の平成 12 年（2000 年）12 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

近年では、平成 27 年（2015 年）に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、令和 2 年（2020 年）には「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定がなされ、男女共同参画の取組が新たな段階に入りました。

平成 30 年（2018 年）には、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

一方で、令和元年（2019 年）に発表された男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）」は、「政治分野」と「経済分野」の指数が低いことから、153 か国中 121 位と低い順位となっています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、組織的に施策を推進する計画として、昭和 55 年（1980 年）に真の男女平等の実現に向けて、第一次計画となる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。

そして、平成 12 年（2000 年）3 月には「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14 年（2002 年）2 月には、条例に基づく計画としては初めてとなる「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。この計画は、平成 19 年（2007 年）2 月に見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」として策定されました。現在は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。

また、平成 14 年（2002 年）4 月に「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が設置され、近年では、埼玉版*ウーマノミクスプロジェクトを積極的に展開し、働く場における女性の活躍を支援し、経済成長の促進に取り組んでいます。

(4) 町の動き

杉戸町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 13 年（2001 年）3 月に「すぎと男女共同参画プラン～わたし彩に輝くために～」を策定しました。さらに、社会情勢の変化や新たな課題に対応するために、平成 19 年（2007 年）3 月には「すぎと男女共同参画プラン（第 2 次）～女と男が共に生き共に築く社会の実現をめざして～」、平成 23 年（2011 年）3 月には「すぎと男女共同参画プラン（第 3 次）～みんなでつくりみんなで支え 自分らしく歩むまち～」、平成 28 年（2016 年）3 月には「すぎと男女共同参画プラン（第 4 次）～みんなが自分らしく生き、共に輝けるまち～」を策定し、様々な男女共同参画関連施策を継続的に行ってきました。

今回、「すぎと男女共同参画プラン（第 5 次）」を策定するに先立ち、これまでの取組の成果や町民の意識などを把握するため、令和元年（2019 年）10 月に「男女共同参画に関する住民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。また、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」を開催することで、町民の意見を取り入れるとともに、国や県の動向を踏まえ、本計画を策定しました。

3

計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、町が行う施策の基本方針を示す行政計画であると同時に、町民及び町内の事業所が主体的に行動することも含めた計画です。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び国の「第5次男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画推進条例」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ策定したものです。
- (3) この計画は、「第6次杉戸町総合振興計画」及び関連計画との整合性を図り策定したものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (6) この計画は、「意識調査」の結果や「懇話会」及び「パブリック・コメント」等の町民の意見を尊重し策定したものです。

4

計画の期間

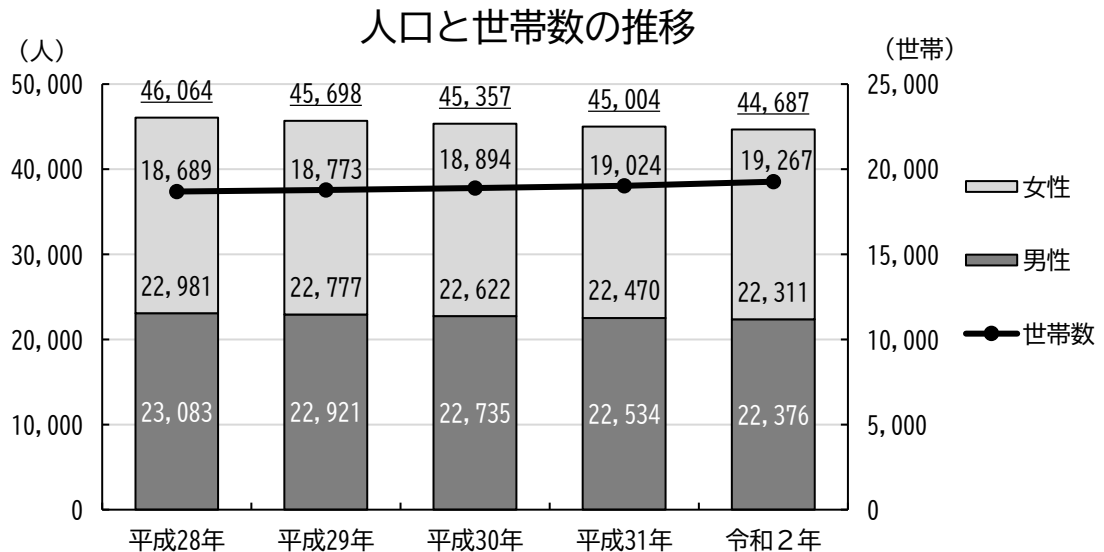
この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性、計画の進捗状況など必要に応じて、計画の見直しを行います。

第2章 杉戸町の現状と課題

(1) 人口と世帯数の推移の動向

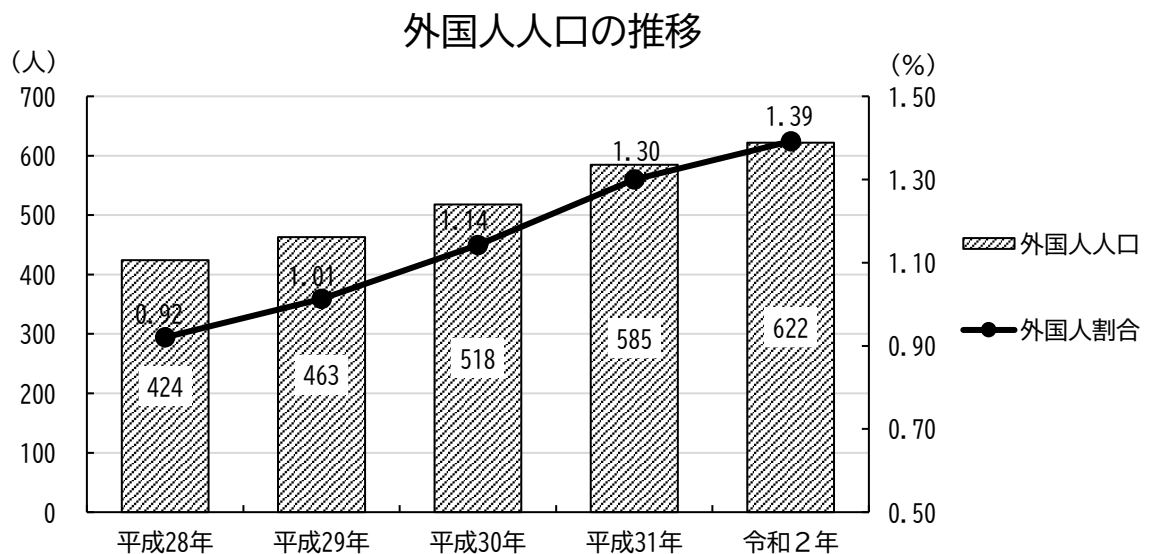
町の人口は減少傾向が見られる一方で、世帯数は増加傾向にあり、令和2年（2020年）4月1日現在、人口は44,687人、世帯数は19,267世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 外国人人口の推移の動向

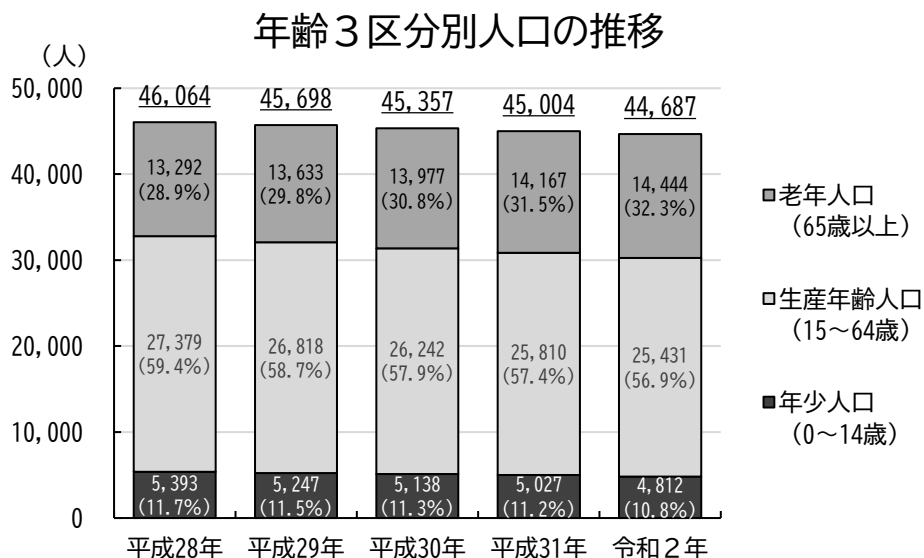
町の外国人人口は増加傾向にあり、令和2年（2020年）4月1日現在、622人となっており、町の人口に占める割合は1.39%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 年齢3区分別人口の推移と構成比

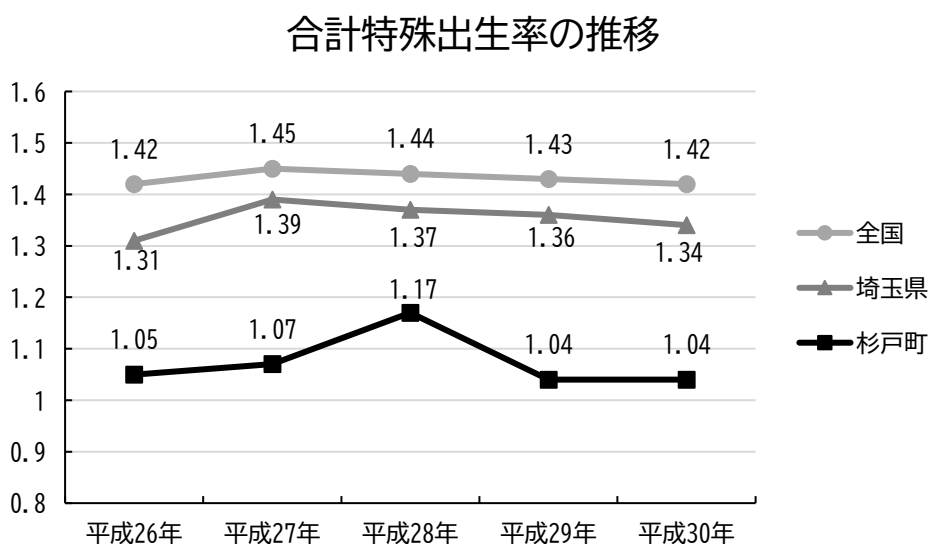
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率は、平成28年（2016年）までは増加傾向にあり、平成28年（2016年）には1.17でしたが、翌年には減少し、平成30年（2018年）時点では1.04となっています。また、全国や埼玉県と比較すると、全体的に低い水準となっています。

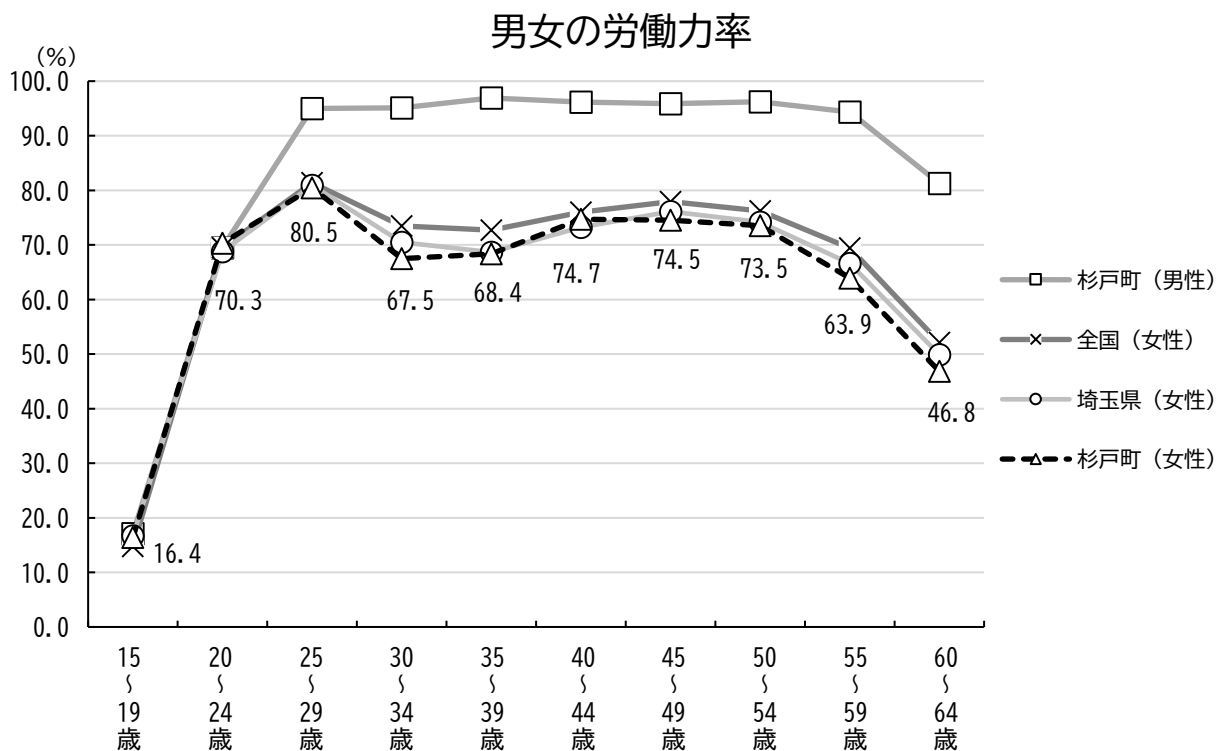


資料：統計すぎと

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(5) 男女の労働力率※

町の女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳が80.5%で最も高く、次いで40～44歳で74.7%となっています。一方で、30～39歳は7割を下回っており、出産・育児期に落ち込み、再び増加する*M字カーブを描いています。また、町の女性の労働力率は、24歳までは男性と同水準ですが、それ以降は男性が大きく上回っています。一方で、全国の女性や埼玉県的女性と同水準となっています。

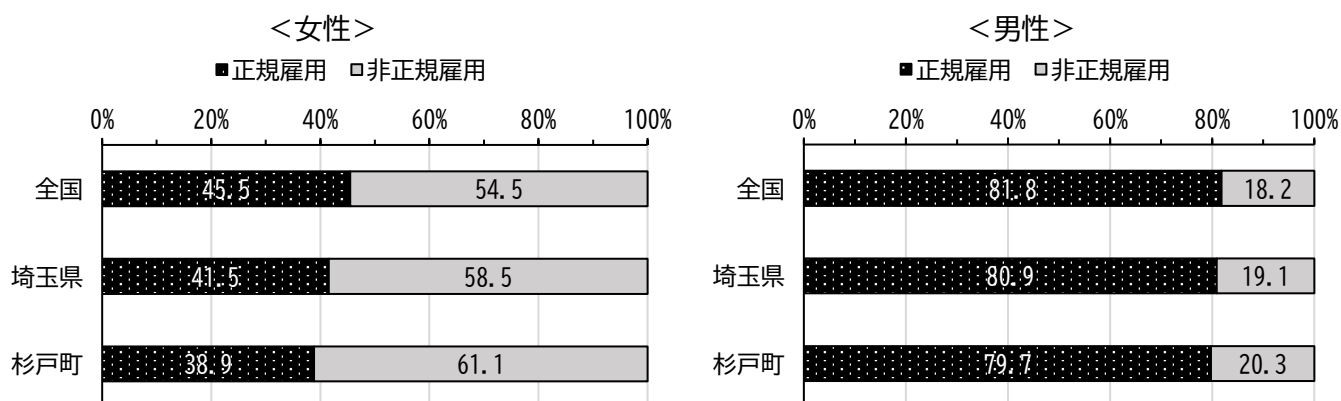


資料：平成27年（2015年）国勢調査

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

(6) 男女別雇用形態

就業者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が38.9%、非正規雇用が61.1%となっていますが、男性では正規雇用が79.7%、非正規雇用が20.3%を占めています。



資料：平成27年（2015年）国勢調査

前期計画である「すぎと男女共同参画プラン（第4次）」における事業の進捗状況や、設定した指標目標の達成度を把握し、「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」に向けての現況と課題を整理します。

■基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり

[指標達成状況]

指 標 項 目	前回事	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
*固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考 え方を見直す人の割合 (住民意識調査)	52.0% (平成26年度)	60.0%	60.9%	◎
男女共同参画に関する講座の開催 男女共同参画事業の参加者数 (延べ)	85人	100人	32人	▼
健康教育 集団健康教育の参加者数(延べ)	1,930人	2,250人	1,821人	▼
国際交流 国際交流事業の参加者数(延べ)	250人	300人	257人	○

※前回事は、平成27年(2015年)3月31日時点となっています。

※達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善(前回事を上回る)」、「△：変化なし(前回事と同じ)」、「▼：低下(前回事を下回る)」となっています。

【主な取組】

- ◇職員に対して、「*ワーク・ライフ・バランス」や「災害・防災と男女共同参画」、など、男女共同参画に関する研修を実施しました。
- ◇町民に対して講座などを開催し、男女共同参画に関する情報の周知や意識啓発に努めました。令和元年度（2019 年度）に実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という*固定的な性別役割分担意識について、賛同しない人の割合が前回調査（平成 26 年度（2014 年度））から増加し、目標値を上回りました。町民の*固定的な性別役割分担意識の解消が進んでいることがうかがえます。
- ◇児童生徒が個性や能力を生かし、主体的に進路を選択できるよう、中学生の職場体験学習「社会体験チャレンジ」を実施するとともに、小学校、中学校、高等学校の系統的なキャリア教育を実施するために、児童生徒が 12 年間、自身の学習経験や活動を記録する「キャリア・パスポート」の取組を令和 2 年度（2020 年度）より始めました。
- ◇健康教育や「すぎと健康アカデミー」、「ヘルストレーニング教室」などを実施し、健康な体づくりや、ライフステージに応じた健康への支援を行ってきました。また、女性特有の病気や妊娠・出産に関する支援に取り組みました。

【主な課題】

- ◇意識調査では、男女共同参画情報紙「You&I」の認知度が、前回調査（平成 26 年度（2014 年度））から低下しています。発刊頻度を増やす等の対応策によって、認知度を上げ、住民の男女共同参画意識の向上に努める必要があります。
- ◇疾病の早期発見及び早期治療を目指し、女性特有のがんである乳がん検診や子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布する等、検診の充実には努めていますが、受診率が低い状況にあります。そのため、今後、受診率の向上を図り、生涯を通じた健康支援に努める必要があります。

■基本目標Ⅱ みんなで社会に参画するまちづくり

[指標達成状況]

指 標 項 目	前回事	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
*ワーク・ライフ・バランスの推進 「*ワーク・ライフ・バランス」 という言葉の周知度 (住民意識調査)	48.9% (平成26年度)	70.0%	63.4%	○
保育支援の充実 保育サービスを利用可能な児童数	476人	510人	497人	○
一時保育実施の保育園数	4か所	5か所	5か所	◎
ファミリー・サポート・センター 推進事業参加者数	114人	130人	105人	▼
待機児童数	0人	0人	28人	▼
ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参 加率	16.0%	20.0%	33.9%	◎
起業者への支援 女性向け創業セミナー参加者数	21人	40人	0人	▼
政策・意思決定過程への女性の登用 審議会等委員への女性の登用率	27.2%	35.0%	29.4%	○
女性人材リスト登録者数	11人	15人	15人	◎

※前回事は、平成27年(2015年)3月31日時点となっています。

※達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善(前回事を上回る)」、「△：変化なし(前回事と同じ)」、「▼：低下(前回事を下回る)」となっています。

【主な取組】

- ◇「ママパパ教室」における男性の参加率は、平成 26 年度（2014 年度）から大幅に上昇し、目標値を上回りました。積極的な男性の参加が見受けられることから、男性の育児への参画意識の高まりが見受けられます。
- ◇*ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、男女共同参画情報紙「You&I」を発行し全世帯に配布したほか、役場職員研修の実施、保育や介護支援の充実などに取り組みました。意識調査では、「*ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度について、知っている人の割合が前回調査（平成 26 年度（2014 年度））から大きく増加し、63.4%になりました。
- ◇女性農業者の経営安定化のため、農産物の生産・加工・販売を手掛ける 6 次産業化にチャレンジする女性就農者や、「明日の農業担い手育成杉戸塾」で研修を重ね、将来、当町で新規就農者を目指す女性塾生への支援を実施しました。

【主な課題】

- ◇男性の育児参加意識の高まりが見受けられる一方で、意識調査では、依然として家事・育児・介護などの女性の負担が大きいことがわかります。引き続き、男性の家庭参画についての啓発が必要です。また、「親子」という視点を持ちながら、男性の参画を促すようなイベントの開催などを拡充する必要があります。
- ◇近年では、平成 30 年度（2018 年度）に、年度当初から待機児童が発生し、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日時点では 18 名となっています。少子化から児童数は減少していますが、保育ニーズは依然として高いため、保育園や放課後児童クラブの充実など、待機児童の解消に向けた取組が重要です。
- ◇女性活躍推進法が施行され、女性の就業・活躍推進支援がより一層求められています。就農や起業など、町内で活躍する女性を SNS や広報紙で取り上げるといった積極的な広報活動が必要です。
- ◇依然として、長時間労働などの男性中心型労働慣行が残っており、仕事と家庭の両立を図るために、時差勤務など柔軟な働き方や、男性の育児休業取得等の促進が必要です。
- ◇年々介護人材の不足が深刻化していることから、介護予防を支援する取組の重要性が増しています。また、介護人材確保の取組として、地域での支え合いを推進することや、生活支援員の養成を進める必要があります。

■基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり

[指標達成状況]

指 標 項 目	前回事	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
高齢者の生きがい支援 シニアサロン立ち上げ数	13 か所	19 か所	21 か所	◎
女性に対する暴力防止 「女性相談窓口」を知っていると 回答した割合 (住民意識調査)	28.8% (平成26年度)	50.0%	27.8%	▼
DVの防止・啓発のための研修会 等への参加者数(延べ)	371 人	400 人	482 人	◎
避難所運営における男女共同参画 の推進 避難所運営における女性職員の 割合	42.9%	50.0%	38.1%	▼

※前回事は、平成27年(2015年)3月31日時点となっています。

※達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善(前回事を上回る)」、「△：変化なし(前回事と同じ)」、「▼：低下(前回事を下回る)」となっています。

【主な取組】

- ◇高齢者の健康づくり、生きがいづくりのため、げんきSUGI体操の普及など、老人クラブやシニアサロンの活動を支援しました。シニアサロンの立ち上げ数は、目標値を上回る21か所になりました。
- ◇町民や役場職員を対象に、DV防止に関する研修や講座を実施しました。また、男女交際の低年齢化に伴い、早い時期での予防啓発が重要であるため、平成28年度（2016年度）から町内の全中学校に拡充し、3年生を対象に*デートDV防止研修を実施しました。
- ◇DVをはじめとする女性の悩みについて、相談体制を充実するため、女性相談員やカウンセラーによる相談を実施しました。また、役場関係各課をはじめ、福祉事務所や警察などの関係機関と連携を図り、DV防止と被害者の支援に取り組みました。

【主な課題】

- ◇意識調査では、「杉戸町女性相談窓口」の認知度は約3割にとどまっており、窓口の周知の強化と相談体制の充実が必要です。
- ◇「杉戸町女性相談窓口」で受けた相談のうち、DVに関する相談は6割以上を占めています。意識調査でもDVの被害経験があるとの回答が依然として見受けられることから、男女ともに、DVについての正しい理解と意識啓発を促進し、DVの根絶に取り組む必要があります。
- ◇近年、大規模な自然災害が頻発しており、避難所の開設・運営、環境整備など、地域の防災力の向上をはじめ、女性と男性のニーズの違いなどに配慮した対応が求められています。そのため、女性の視点を取り入れた避難所や自主防災組織の運営を進めるなど、防災体制を整備する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を 21 世紀における最重要課題と位置付けています。

わが国では、近年、少子高齢化の急速な進行、それに伴う経済成長力の低下、さらに人間関係の希薄化など、社会情勢が大きく変動しています。このような社会情勢の変化に対応するために、男性の家庭への参画促進や、女性の社会進出など、男女共同参画の視点を持ち、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮し、互いに認め合い、協力していくことが重要となります。

杉戸町では、すべての人の人権が尊重され、だれもが自分らしい生き方で輝いていけるまちづくりを目指します。

そこで、

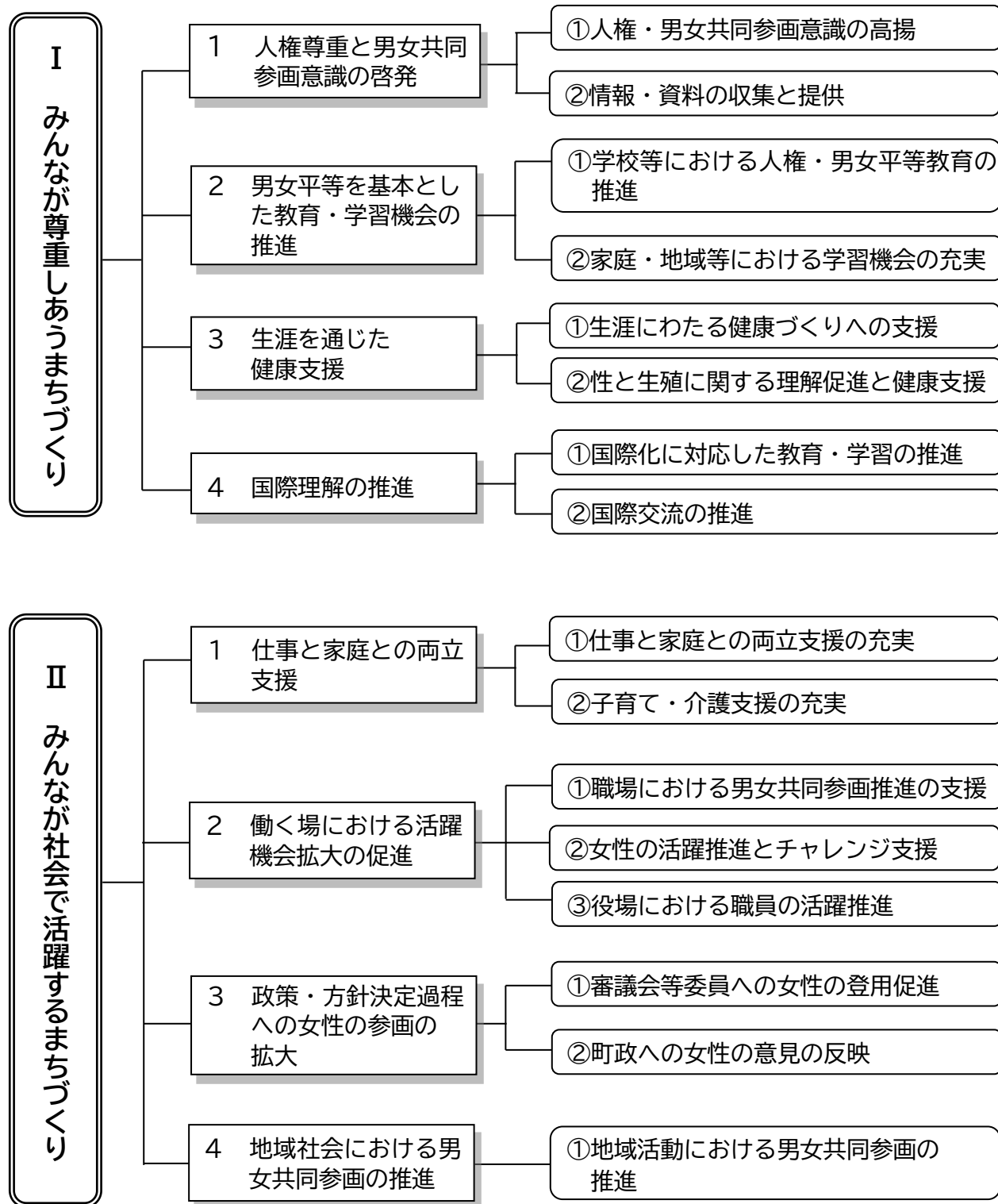
みんなでつくる、だれもがいきいきと輝けるまち

を基本理念とし、男女共同参画社会実現に向けての取組を推進します。

基本目標

施策の方向

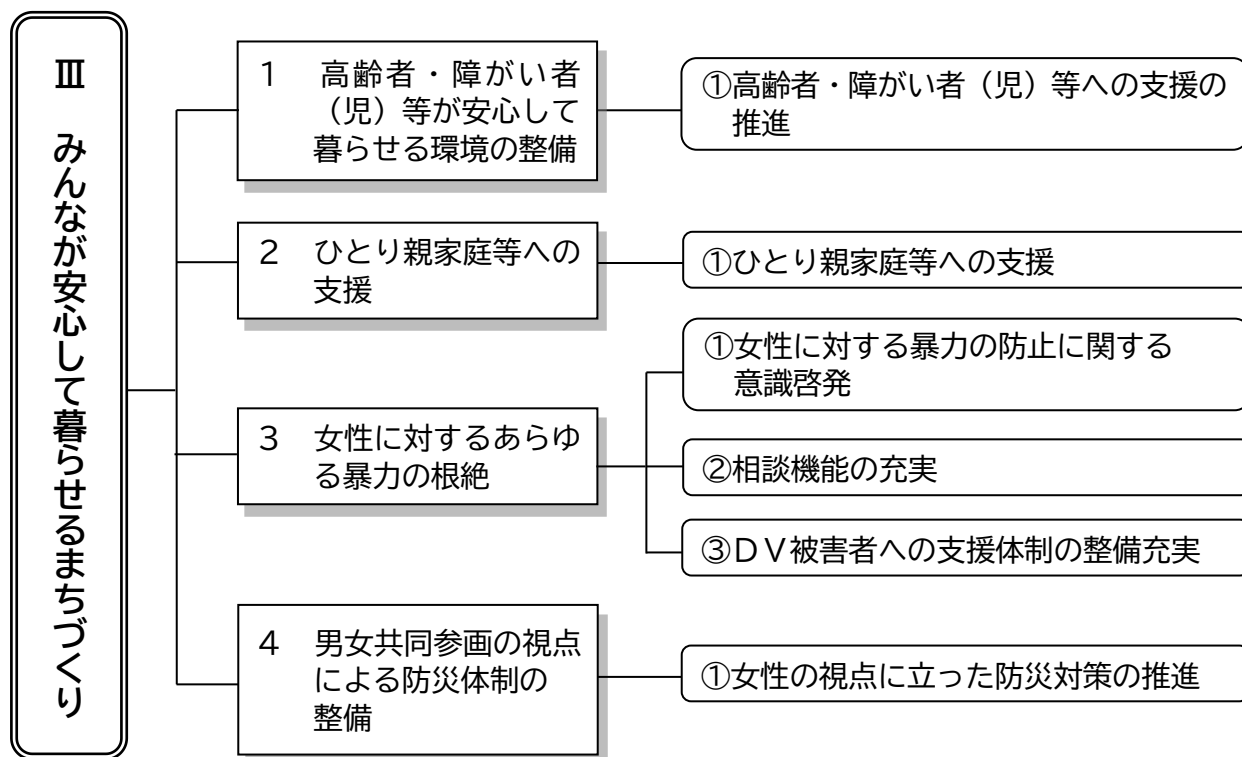
施策



基本目標

施策の方向

施策



※基本目標Ⅱ 施策の方向2は「女性の職業生活における活躍の推進計画」に位置付けています。

※基本目標Ⅲ 施策の方向3は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に位置付けています。

本計画に基づく施策を推進するために、各基本目標に指標を設定し、進捗状況を管理します。（現状値は令和2年3月31日現在の数値です。）

■基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり

新規	指標項目	現状値	目標値 (令和7年度)
	*固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	60.9% (令和元年度住民意識調査)	70%
○	男女平等の意識 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合（女性）	27.9% (令和元年度住民意識調査)	33%
○	検診の充実 乳がん、子宮頸がん検診の受診率	乳がん 18.2% 子宮頸がん 19.1%	それぞれ 20%

■基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり

新規	指標項目	現状値	目標値 (令和7年度)
○	実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行うと答えた割合（女性）	26.6% (令和元年度住民意識調査)	30%
○	子育て支援の充実 子育て世代包括支援センターの年間利用者数	787 人	825 人
○	ファミリー・サポート・センターの年間利用件数	3,066 件	3,219 件
○	待機児童数 ①保育園 ②放課後児童クラブ	① 18 人 ② 28 人 (令和2年4月1日)	① 0 人 ② 0 人
	ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参加率	33.9%	35%
○	起業者への支援 ①経営に参画する女性農業者数	① 50 人	① 57 人
○	②新規女性創業件数	② -	② 8 件
	政策・意思決定過程への女性の登用 審議会等委員への女性の登用率	29.4%	40%
	女性人材リスト登録者数	15 人	20 人
○	女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	15.9%	22%

■基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり

新規	指 標 項 目	現状値	目標値 (令和7年度)
	高齢者の生きがい支援 シニアサロン立ち上げ数	21 団体	25 団体
	女性に対する暴力防止 「女性相談窓口」を知っていると回答した割合	27.8% (令和元年度住民意識調査)	50%
○	女性相談窓口の稼働率	62%	70%
○	自主防災組織への女性の参画の促進 女性防災士の人数	2 人	5 人



杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん

第4章 施策の展開

現状と課題

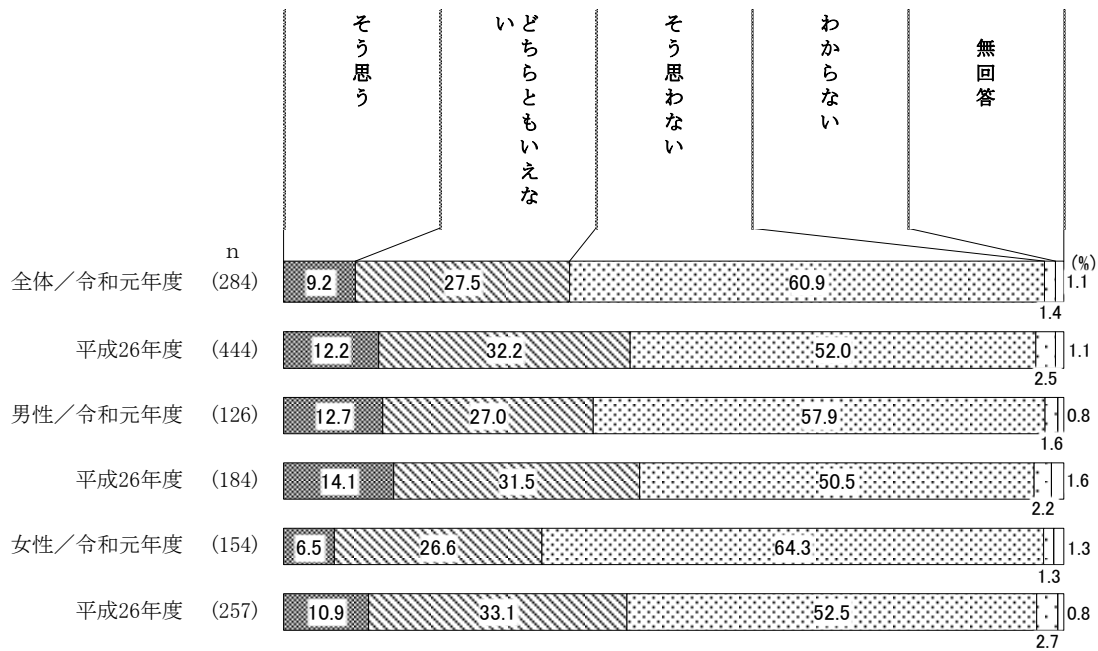
男女共同参画社会の実現の大きな障害のひとつに、「男は仕事、女は家庭」という*固定的な性別役割分担意識があります。意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」に対して、「そう思わない」と感じる人の割合は過半数を占め、平成 26 年度（2014 年度）に実施した意識調査から増加しており、*固定的な性別役割分担意識は解消傾向にあります。しかし、依然として家事・育児・介護など家庭における女性の負担は大きい状態が続いています。引き続き、あらゆる場面に男女が対等に参画するための意識啓発を進めていく必要があります。加えて、*性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要です。

家庭や地域社会にあるしきたりや考え方などは、幼少期における周囲の環境が大きな影響を与えていると言われています。学校だけでなく、乳幼児期からの発達段階に応じた人権尊重・男女平等の視点に立った指導や教育・学習を推進することが重要です。

また、男女共同参画社会の形成には、男女の性や身体的特性を理解し、尊重しあうことが大切です。特に、女性には乳がんや骨粗しょう症など女性特有の病気に加え、妊娠・出産の可能性や、更年期障がいなどのリスクも多くなっています。*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点も含めて、男女がともに、それぞれの健康問題について正しく理解できるよう啓発を進めることや、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

さらに、国・県・町の男女共同参画の施策は、国際社会における取組と連動して進められてきました。国際社会における男女共同参画に関する問題や取組への関心や理解を深めるために、国際的な考え方への理解促進や、教育機会の提供が必要です。また、町内在住の外国人が地域社会で孤立せず、安心して暮らしやすい環境づくりを進めるために、地域における交流活動などの支援を推進します。

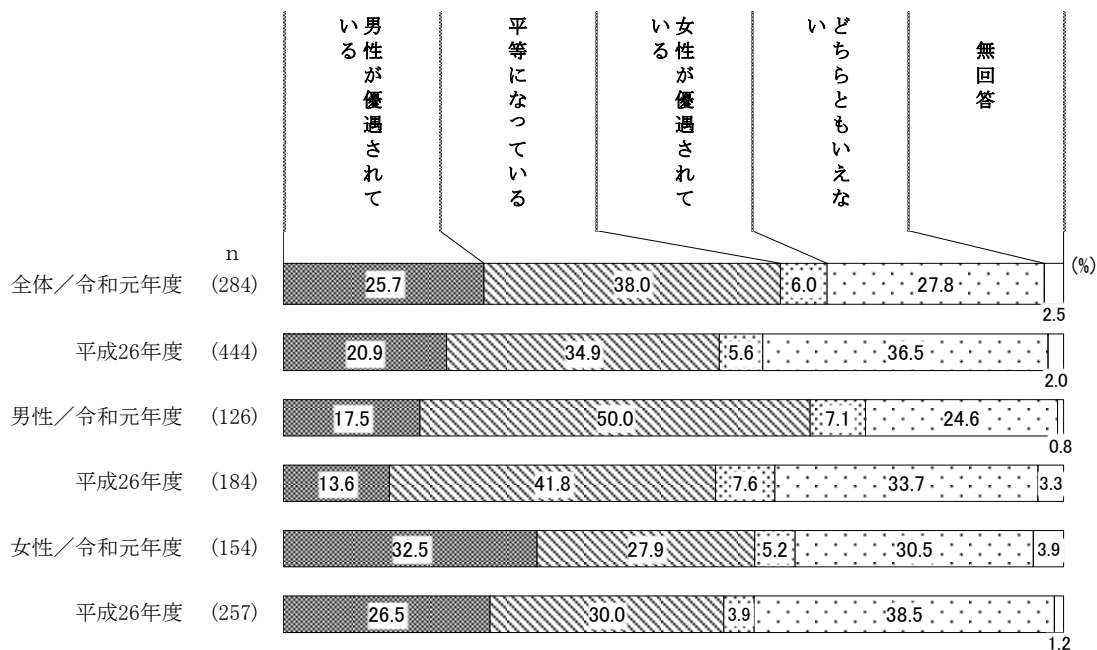
■「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：令和元年度（2019 年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「そう思わない」と感じる人の割合が 60.9%と過半数を占め、平成 26 年度調査結果から 8.9 ポイント増加しています。固定的な性別役割分担意識が解消傾向にあることがうかがえますが、女性の方が男性より「そう思わない」と感じる人が多く、考え方に男女差が見られます。

■家庭生活における男女平等の意識



資料：令和元年度（2019 年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

【家庭生活の場】で「平等になっている」は、平成 26 年度調査結果から男性は増加していますが、女性は減少しています。女性の方が男性より「男性が優遇されている」と感じる人が多く、女性の方が不平等感を感じています。

数値目標

新規	指 標 項 目	現状値	目標値 (令和7年度)
	*固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	60.9% (令和元年度住民意識調査)	70%
○	男女平等の意識 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合（女性）	27.9% (令和元年度住民意識調査)	33%
○	検診の充実 乳がん、子宮頸がん検診の受診率	乳がん 18.2% 子宮頸がん 19.1%	それぞれ 20%

[現状値：令和2年3月31日現在]

TOPIC

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index : GGGI)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが平成18年（2006年）以降、毎年公表している「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」の中で発表されている、経済・教育・健康・政治の4つの分野のデータから作成された、各国の社会進出における男女の格差を表す指数です。

令和元年（2019年）12月に発表された日本の順位は153か国中121位（前年は、149か国中110位）となっています。これは、政治分野において閣僚や国会議員の女性比率が低いことや、経済分野において、管理職の女性比率が低いことなどが要因となっています。

GGGI の上位国および主な国の順位

順位	国名	GGI 値	順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.877	21	イギリス	0.767
2	ノルウェー	0.842	53	アメリカ	0.724
3	フィンランド	0.832	106	中国	0.676
4	スウェーデン	0.820	108	韓国	0.672
5	ニカラグア	0.804	120	アラブ首長国連邦	0.655
6	ニュージーランド	0.799	121	日本	0.652

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画意識の啓発

性別や*性的指向・*性自認等に関わらず、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、啓発活動等の取組により、人権意識の高揚を図ります。また、*固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、講座や研修会の実施、情報の収集と提供などの取組を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①人権・男女共同参画意識の高揚

番号	事業	推進区分	担当課等
1	人権・男女共同参画意識に関する講座等の開催 基本的人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会、街頭啓発を含めた幅広い啓発活動を行います。	継続 重点	人権・男女共同参画推進課 社会教育課
2	*性的少数者への理解促進 多様な性の在り方への理解を深めるために、講座や研修等を実施し、人権意識の高揚を図ります。	新規 重点	人権・男女共同参画推進課
3	職員研修の充実 男女共同参画社会の実現に向けて、総合的に施策が推進できるよう、職員研修を充実します。	継続	総務課 人権・男女共同参画推進課
4	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 広報紙、町ホームページ等の各種媒体を活用し、町民への啓発活動を行います。また、媒体に使用するイラスト等は、男女共同参画の視点に立った表現とし、町民意識の高揚を図ります。	継続	人権・男女共同参画推進課 秘書広報課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策②情報・資料の収集と提供

番号	事業	推進区分	担当課等
5	男女共同参画情報紙の発行 男女共同参画に関する意識啓発と情報提供を行うため、情報紙「You&I」を発行します。	継続	人権・男女共同参画推進課
6	男女共同参画の関連情報の収集と提供 男女共同参画意識を高めるため、国・県等から情報を収集するとともに、その提供を行います。 また、図書館においては、男女共同参画コーナーにおける資料や図書の充実を図ります。	継続	人権・男女共同参画推進課 社会教育課 (生涯学習センター)

施策の方向2 男女平等を基本とした教育・学習機会の推進

性別などに関わらず、互いを尊重し、一人ひとりの個性や能力を高める教育を、児童生徒の発達段階に応じて行うとともに、家庭・地域、教職員・保育士に対して、男女共同参画意識を高めるための講座や研修を実施します。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①学校等における人権・男女平等教育の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
7	人権を尊重する教育の充実 園児や児童生徒に対し、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、性の多様性などについて指導の充実を図ります。	継続（拡充） 重点	学校教育課 子育て支援課
8	性の尊重と健康を重視する教育の充実 児童生徒の発達段階に応じて、相互の性を尊重する性に関する指導の内容を充実します。	継続 重点	学校教育課
9	教職員・保育士の男女平等意識の醸成 教職員等が男女平等意識を高められるよう、男女平等教育啓発講演会や研修会への教職員等の派遣を進めます。	継続	学校教育課 子育て支援課
10	個性や能力を生かした進路指導の充実 性別によって、進路を固定的に考えたり将来への可能性を判断したりすることのないように、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身に付けるよう、個性を生かした進路指導の充実を図ります。	継続 重点	学校教育課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②家庭・地域等における学習機会の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
11	町民に対する男女共同参画の学習機会の提供 町民の生涯にわたる学習を支援するため、情報の提供に努めます。また、働く方や子育て中の男女が参加しやすいよう、日時・場所（オンライン講座等）を工夫したり、保育付き講座の導入に努めます。 ・まなびっチャーズと塾 ・生涯学習に関する講座等	継続 重点	社会教育課 （生涯学習センター） 関係各課

施策の方向3 生涯を通じた健康支援

男女それぞれの性や身体的特性に関する正しい知識の普及啓発を促進します。また、生涯を通じた男女の健康支援を充実させます。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、女性特有の病気の検診を充実させるとともに、妊娠・出産に関する指導や支援を進めます。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①生涯にわたる健康づくりへの支援

番号	事業	推進区分	担当課等
12	各種健康診査等の充実 疾病の早期発見及び早期治療を目指し、各種健康診査等の充実に努めます。また、個々に合わせた保健指導を行い、健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防及び改善に努めます。 ・特定健康診査 ・がん検診	継続 重点	町民課 健康支援課
13	女性特有の病気に対する検診の充実 女性特有のがん検診（乳がん・子宮頸がん）や、骨粗しょう症検診の充実に努めます。	新規 重点	健康支援課
14	ライフステージに応じた健康教育の充実 健康の保持増進を図るため、健康に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣病予防に努めます。また、ライフステージに応じた健康教育を実施し、生涯を通じた健康づくりを支援します。 ・集団健康教育 ・まなびっチャーズと塾	継続	健康支援課
15	健康相談の充実 健康に関する相談に個別で対応するとともに、より健康的な生活を送れるよう、必要な指導や助言を行います。	継続 重点	健康支援課

継続：継続・拡充して実施する事業
 新規：新たに実施する事業
 重点：重点的に実施する事業

◆施策②性と生殖に関する理解促進と健康支援

番号	事業	推進区分	担当課等
16	妊娠・出産に関する保健指導の充実 健やかな妊娠や出産のために、保健指導の充実を図り、健康管理をサポートします。また、妊娠・出産・育児についての健康教育や体験学習を行うとともに、家族計画に関する正しい知識の提供を行います。 ・母子健康手帳交付時の保健指導 ・ママパパ教室	継続 重点	健康支援課
17	妊婦健康診査の充実 妊婦や胎児の健康管理を図るため、妊婦健康診査を実施します。	継続 重点	健康支援課
18	不妊治療等に対する支援 不妊治療・不妊検査、不育症検査を実施した夫婦に対して、費用の一部を助成します。	新規	健康支援課



杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん

施策の方向4 国際理解の推進

男女共同参画に関する国際社会の取組を理解するための教育の推進や、情報の収集と提供を幅広く行っていきます。

また、海外の姉妹都市との相互交流を推進するとともに、地域においても、町内在住外国人が孤立せず、安心して暮らせるよう、交流活動や生活支援を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①国際化に対応した教育・学習の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
19	国際社会の理解のための教育の推進 外国語教育における言語活動を通じて、児童生徒の国際社会におけるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際的な潮流について、理解を深めます。	継続	学校教育課
20	国際社会の理解のための学習機会の提供 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するための図書や各種情報を収集・提供します。	継続	社会教育課 (生涯学習センター)

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②国際交流の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
21	姉妹都市との交流活動の推進 姉妹都市バ塞尔トン市（西オーストラリア州）との交流をさらに深めるため、中学生及び一般住民の相互交流をはじめ、文化・スポーツ・物産等の交流も積極的に推進します。	継続	住民協働課 学校教育課
22	国際理解と多文化共生の推進 町内に在住する外国人が地域コミュニティで円滑なコミュニケーションがとれるよう、交流活動を推進します。また、言葉や習慣の違いなど、日常生活の不便を解消するため、日本語教室を充実します。	継続	住民協働課 社会教育課 (公民館)

現状と課題

性別や年齢にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、様々な生き方や働き方を選択できる社会の実現には、あらゆる場に男女がともに対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていける環境の整備が重要です。

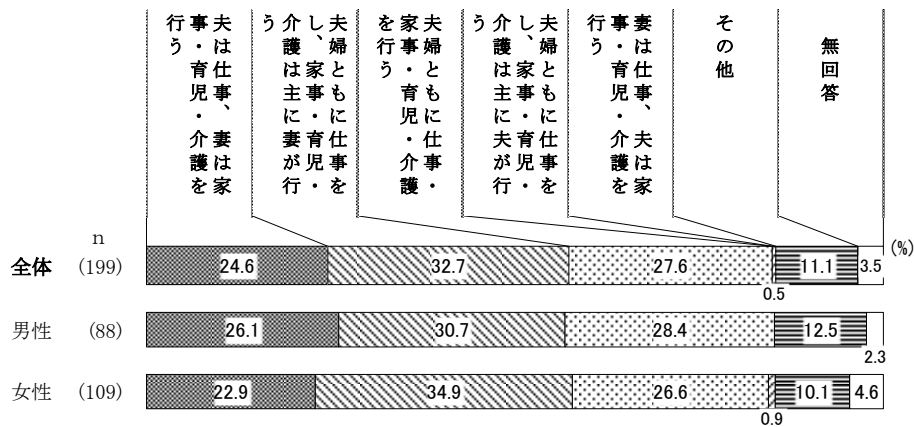
働く場においては、依然として固定的な性別役割分担や、男性中心型の労働慣行が根強く残っており、*ワーク・ライフ・バランスの実現を阻む要因となっています。意識調査でも、夫婦の役割分担について、多くの人が「夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行う」を理想としている一方で、実態は「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」というかたちが最も多く、実態と理想の乖離が見られます。*ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、とりわけ、男性の働き方や意識の变革が求められており、労働時間の縮減や育児・介護休業取得などを推進することに加え、働く場における男女格差の是正を図るため、事業者・経営者等への意識啓発や旧態依然の職場風土の解消にも取り組む必要があります。

また、保育所に子どもを預けられない、介護のために離職せざるを得ない等、仕事と家庭との両立の困難さに対する切実な声に応えるため、待機児童の解消や多様な介護人材の確保など、子育て・介護施策の更なる充実が必要です。

さらに、少子高齢化による労働力不足が進行するなか、社会の持続的な成長や活力を創出していくためには、女性活躍の推進が不可欠です。国は、2020年代の可能な限り早期に、指導的立場の女性の割合を30%程度にすることを目標とし、取組を進めるとしています。一方、町における管理的地位にある職員に占める女性の割合は低い状況にあります。管理職への女性の積極的な登用を促進し、男女がともに政策・方針決定過程に参画していくことが必要です。また、町産業の分野における女性起業家等の発掘と支援の充実を図るなど、多様な人材が能力を発揮できるまちづくりを推進していくことが求められています。

また、地域と人とのつながりの希薄化とともに、地域活動における担い手不足や高齢化が進んでいます。誰もが安心・安全に暮らしていくため、地域活動の重要性は高まっています。まちづくりの様々な課題に対応するため、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。

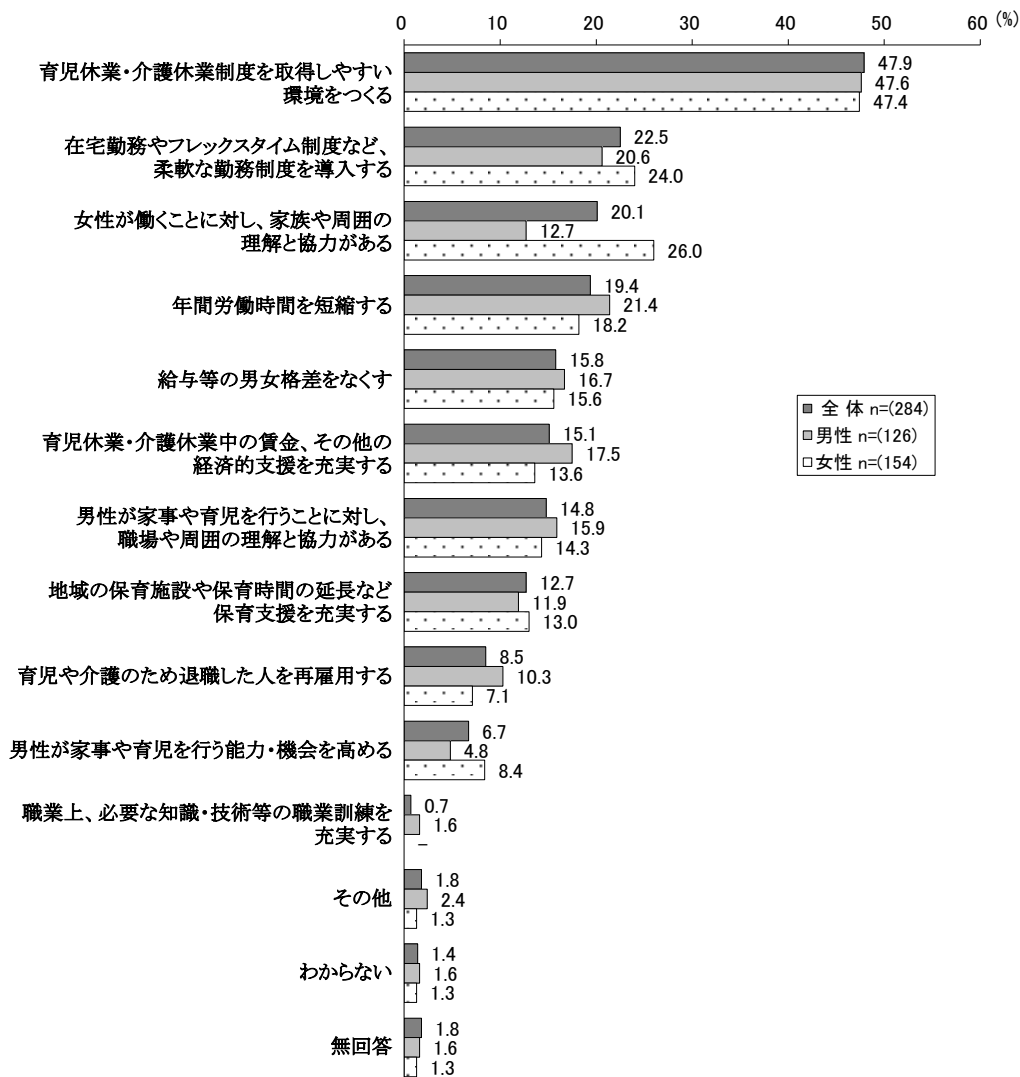
■実際の夫婦の役割分担（結婚している方からの回答）



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」の割合が 32.7% で最も高くなっており、依然として家庭における女性の負担が大きいことがうかがえます。

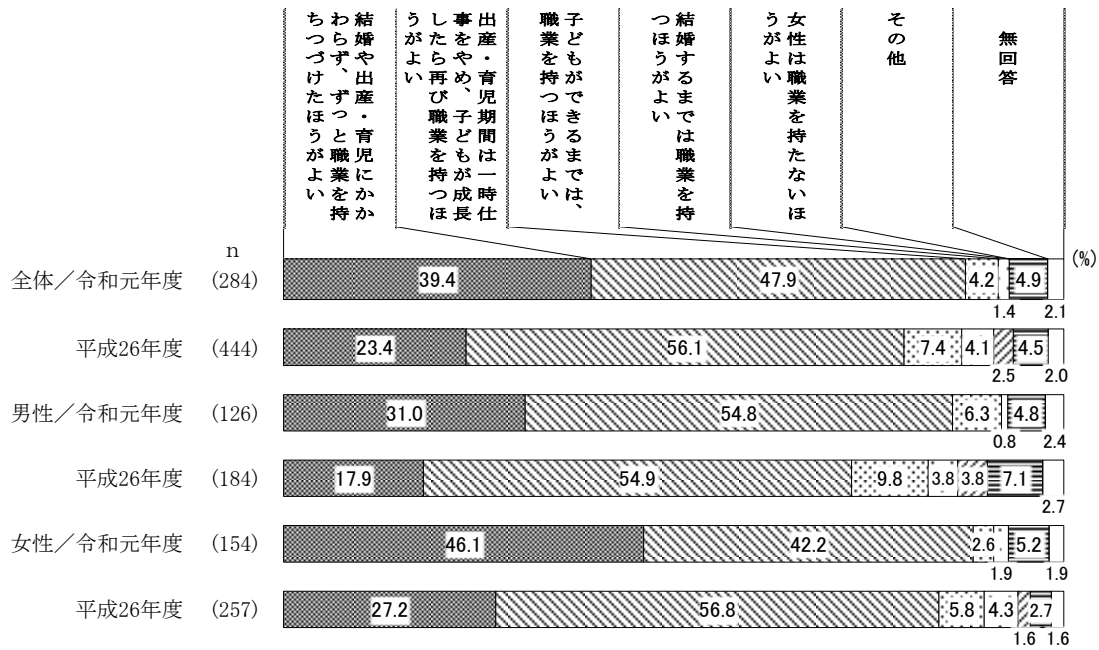
■男女が仕事と家庭を両立していくための条件



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」が男女ともに求められています。また、女性で「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力がある」が多くなっています。

■女性が職業を持つことについて



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ちつづけたほうがよい」は、平成26年度調査結果から男女ともに増加しています。一方で、「出産・育児期間は一時仕事をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つほうがよい」は、男性が女性を上回っており、考え方に男女差がみられます。

数値目標

新規	指 標 項 目	現状値	目標値 (令和7年度)
○	実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行う と答えた割合（女性）	26.6% (令和元年度住民意識調査)	30%
○	子育て支援の充実 子育て世代包括支援センターの年間利用 者数	787 人	825 人
○	ファミリー・サポート・センターの年間利 用件数	3,066 件	3,219 件
○	待機児童数 ①保育園 ②放課後児童クラブ	① 18 人 ② 28 人 (令和2年4月1日)	① 0 人 ② 0 人
	ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参加率	33.9%	35%
○	起業者への支援 ①経営に参画する女性農業者数	① 50 人	① 57 人
○	②新規女性創業件数	② -	② 8 件
	政策・意思決定過程への女性の登用 審議会等委員への女性の登用率	29.4%	40%
	女性人材リスト登録者数	15 人	20 人
○	女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	15.9%	22%

[現状値：令和2年3月31日現在]

施策の方向1 仕事と家庭との両立支援

仕事と家庭の両立ができるよう、*ワーク・ライフ・バランスの考え方やその必要性、効果について、町民、事業所への周知・啓発を推進します。

また、男性が参加しやすい講座や教室の充実を図り、男性の家庭への参画を促進し、女性の負担軽減につなげるとともに、引き続き、子育て・介護環境の整備・充実に取り組みます。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①仕事と家庭との両立支援の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
23	*ワーク・ライフ・バランスの推進 男女ともに仕事と生活の調和のとれた豊かな生き方ができるよう、*ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進するとともに、子育て支援施設等において、男性が参加できる育児などに関する講座の開催を検討していきます。	継続（拡充） 重点	総務課 人権・男女共同参画推進課 子育て支援課 商工観光課 関係各課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策②子育て・介護支援の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
24	子育て支援の充実 核家族化の進行等の社会状況の変化やニーズの多様化に対応できるよう、子育て支援の充実を図ります。 ・保育サービスの充実 ・子育て世代包括支援センターの運営・充実 ・子育て支援センターの運営・充実 ・放課後児童クラブの充実	継続（拡充） 重点	子育て支援課 健康支援課 教育総務課 （放課後児童クラブ）
25	ママパパ教室の充実 夫婦が協力して子育てをしていくために、妊娠・出産・育児に関する教育や体験学習を行います。また、男性の参加を促進するため、更なる工夫を行い、夫婦での参加を促します。	継続（拡充）	健康支援課
26	母子愛育会活動の支援 親子が健やかに育つよう、母子愛育会班員の声かけ訪問や母と子のつどいを充実するための支援を行います。	継続	健康支援課
27	在宅生活支援の充実と人材の確保と育成 在宅介護が継続していけるよう、地域包括支援センターを中心に介護者への助言や必要なサービスについての情報提供を行います。また、介護人材確保のため、生活支援員の育成や、地域での支え合いを推進し、在宅介護の充実に努めます。	継続（拡充） 重点	高齢介護課

施策の方向2 働く場における活躍機会拡大の促進

働く場において、男女間格差の是正を図るため、役場、町内事業者等に対して、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発に取り組みます。また、男性の育児休業取得の推進や女性管理職の登用促進に取り組み、就労環境の改善や女性活躍の推進を図ります。

また、農業、商工業等に従事する女性の経営活動や起業支援に取り組むとともに、女性活躍の情報発信を行い、見える化を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①職場における男女共同参画推進の支援

番号	事業	推進区分	担当課等
28	事業所等に対する啓発の推進 男女が対等なパートナーとして働く環境が整うよう、町内の事業所等に対して男女共同参画意識の啓発に努めます。 ・*セクシュアル・ハラスメント等の防止 ・*ポジティブ・アクションの推進	継続	商工観光課
29	就労環境の整備 男女雇用均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法等の周知を行い、就業規則等への反映を呼びかけます。また、男性の育児休業取得を推進するほか、柔軟な働き方を促します。	継続（拡充）	商工観光課 総務課
30	*セクシュアル・ハラスメント等の防止 庁内における*セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するため、職員研修の充実を図ります。	継続	総務課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策②女性の活躍推進とチャレンジ支援

番号	事業	推進区分	担当課等
31	商工団体女性部及び消費者団体への支援 商工会女性部・くらしの会など、商工団体及び消費者団体の女性の活動を支援します。	継続	商工観光課
32	女性農業者の発掘と支援 「明日の農業担い手育成杉戸塾」の運営を通じ、新規就農希望者の自立経営を支援します。また、農業の技術向上、農産物の生産から加工・販売まで手掛ける6次産業化など、経営に参画する女性の取組を支援します。	継続（拡充） 重点	農業振興課

継続：継続・拡充して実施する事業
 新規：新たに実施する事業
 重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
33	*家族経営協定の締結促進 農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って経営に参画し、家族みんなが働きやすい就業環境にするため、「*家族経営協定」の締結を促進します。	継続	農業振興課
34	起業者の発掘と支援 関係機関等と連携を図りながら、起業への意欲を持つ人、起業した人に対し、情報提供や起業支援を行います。また、マイクロビジネスを手掛ける起業者への支援を図ります。	継続 重点	商工観光課
35	女性活躍の見える化の推進 農業、商工業に従事する女性の取組や活躍を、広報紙や町ホームページなどの媒体を通じ、若い世代などに向け、積極的に情報発信することで、女性起業者等の掘り起こしを行い、女性活躍の拡大を図ります。	新規 重点	農業振興課 商工観光課 人権・男女共同参画推進課

継続：継続・拡充して実施する事業
 新規：新たに実施する事業
 重点：重点的に実施する事業

◆施策③役場における職員の活躍推進

番号	事業	推進区分	担当課等
36	「女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づく施策の推進 役場における女性職員の登用の促進及び*ワーク・ライフ・バランスの定着を目指して、「女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づく取組を推進します。	継続 重点	総務課
37	女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用 職員の採用・配置・育成にあたって、社会的性別（*ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を促進します。また、女性職員の意識改革を積極的に進めるとともに管理監督者として活躍できる職場環境を整備します。	継続 重点	総務課
38	女性職員の研修参加の促進 女性職員がより積極的に研修に参加できるよう、職場における環境整備や研修参加への働きかけを推進します。	継続	総務課
(23)	*ワーク・ライフ・バランスの推進（再掲） 男女ともに仕事と生活の調和のとれた豊かな生き方ができるよう、*ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進します。	継続 重点	総務課 人権・男女共同参画推進課

施策の方向3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

意思決定の場へ女性の視点を取り入れるために、各種審議会等へ女性の積極的登用を促します。

また、女性が町政に対して意見提案をしやすい環境を整備し、多くの女性の声が町政に反映されるよう取り組みます。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①審議会等委員への女性の登用促進

番号	事業	推進区分	担当課等
39	審議会等委員への女性の登用 各種審議会等委員への女性の登用を促進し、令和7年度（2025年度）までに女性委員の割合を40%以上とするよう努めます。また、すべての審議会等に女性委員が登用されるよう、委員の選出方法等について検討します。	継続 重点	政策財政課 関係各課
40	女性人材リストの充実及び活用 女性委員の候補となる人材を発掘し、人材リストを作成して積極的に活用します。	継続	人権・男女共同 参画推進課 関係各課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②町政への女性の意見の反映

番号	事業	推進区分	担当課等
41	意見提案を気軽に出せる環境づくり 町長への手紙やインターネットをはじめとする様々な方式で、多くの女性が町政に対して意見提案しやすい環境づくりを進めます。 ・町長への手紙 ・パブリックコメントの実施	継続	秘書広報課 関係各課
(37)	女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用（再掲） 職員の採用・配置・育成にあたって、社会的性別（*ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を促進します。また、女性職員の意識改革を積極的に進めるとともに管理監督者として活躍できる職場環境を整備します。	継続 重点	総務課

施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進

すべての町民があらゆる地域活動に主体的に参加・貢献できるように、情報提供や、団体への支援を進めます。

また、町民参画と地域協働のまちづくりを進めるために、*固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、行政区や自治会活動等において男女の視点が反映されるよう、女性リーダーの育成を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①地域活動における男女共同参画の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
42	多様なコミュニティ活動の推進 ボランティア活動やNPO活動、地域交流活動など、町民を中心とする多様な活動の育成・援助を行い、地域社会の活性化と町民の社会参画を支援します。また、多様なコミュニティ活動に関する情報や活動の場を提供します。	継続	住民協働課 福祉課 (社会福祉協議会)
43	P T A連合会活動の支援 男女ともに参画するP T A連合会活動を支援します。	継続	社会教育課
44	高齢者の地域活動の充実 仲間づくり、生きがいづくりのための活動を拡充し、スポーツ・趣味の活動や就労促進を通じた高齢者の社会参画を支援します。	継続	高齢介護課
45	区や自治会活動等における女性リーダーの育成・登用の促進 行政区長等を通じ、自治組織への加入を促進するとともに、女性リーダーの育成・登用を図るための意識啓発、働きかけを積極的に推進します。	継続	住民協働課
46	文化・スポーツ活動の推進 公民館活動や文化祭等、各種スポーツイベント・教室等の開催を通じ、心身の健康の増進を図るとともに、文化活動及びスポーツ活動の普及に努めます。	継続	社会教育課

現状と課題

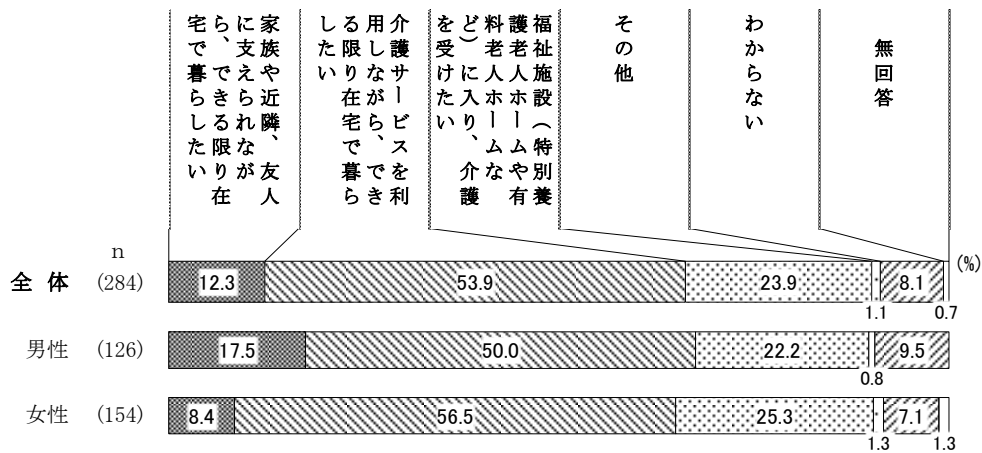
少子高齢化の進行により、介護においては*固定的な性別役割分担意識による女性への負担や 8050 問題、孤立化、介護離職や介護の担い手不足など、様々な問題が深刻化しています。健康寿命を延伸させ、高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者への支援が必要です。

また、ひとり親家庭の多くは母子家庭で、貧困等生活上の困難に直面することが多いことに加え、次世代への貧困の連鎖が懸念されるため、経済的支援や福祉支援が必要です。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)は人権侵害であり、犯罪となる行為です。DVに対する社会的な関心は年々高まっており、意識調査でも、暴力としての認識の高まりが見られます。しかし、DVは家庭内の問題として顕在化しにくく、被害が深刻化する恐れがあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様態が変化する中、DVの増加が懸念されております。DV予防として、暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、相談窓口の周知徹底、支援体制の強化が必要です。

また、近年は大規模な自然災害が頻発し、避難所における女性を取り巻く様々な問題が表面化しました。意識調査でも、防災・災害復興対策で性別の配慮が必要な取組として、トイレや更衣室、防犯対策等、避難所の整備が求められています。特に、女性や子どもは避難所において犯罪被害に遭いやすいことから、暴力の防止や保護体制、プライバシーの確保が必要です。平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を進め、災害時に備えることが重要となっています。

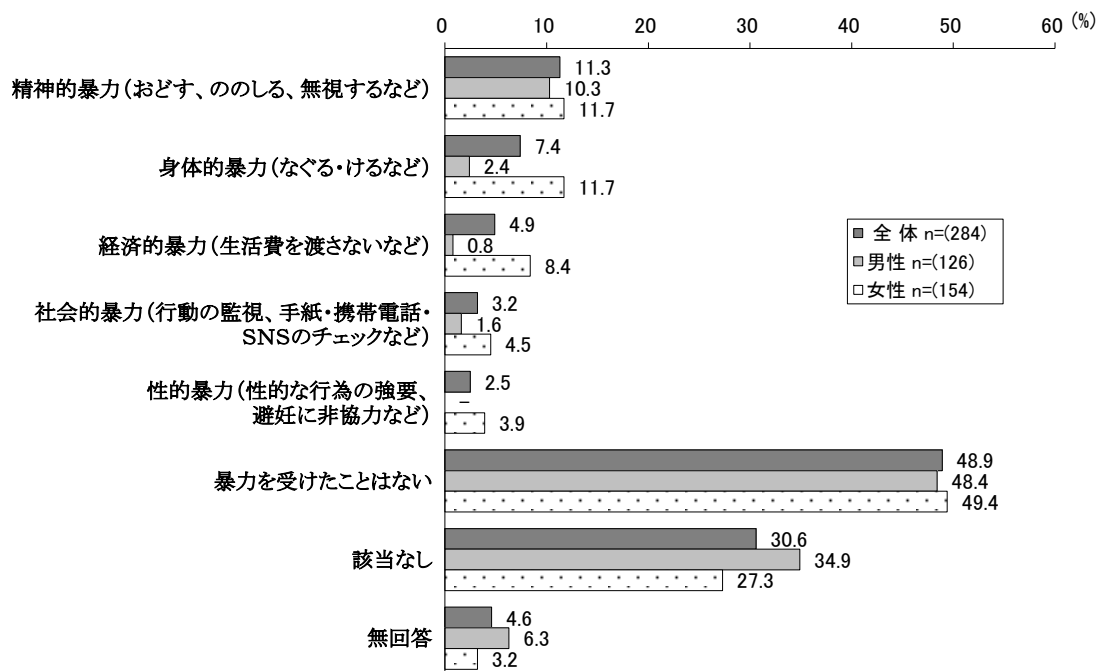
■介護についての希望



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

全体では「介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で暮らしたい」が53.9%で過半数を占めています。「家族や近隣、友人に支えられながら、できる限り在宅で暮らしたい」が低くなっていることから、家族などに負担をかけたくないという希望がうかがえます。

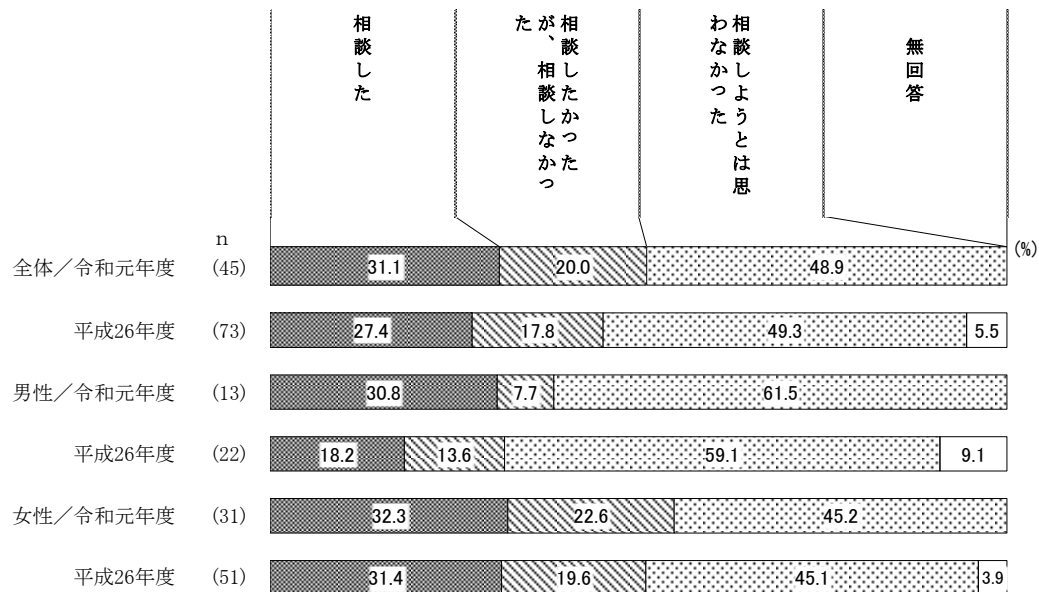
■受けた暴力の種類



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「精神的暴力」、「身体的暴力」を受けたことのある女性は11.7%で1割以上にのびます。また、どの項目でも女性のほうが男性よりも被害経験が多くなっています。

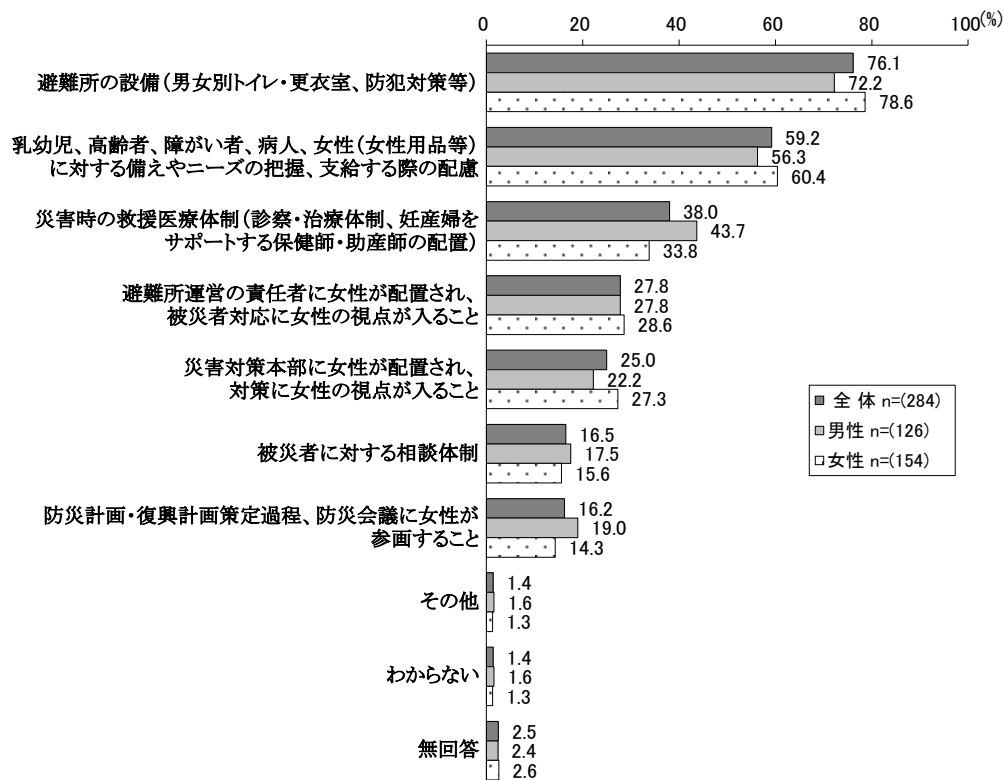
■DVについての相談状況



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「相談しようとは思わなかった」が約半数を占め、「相談したかったが、相談しなかった」が2割、「相談した」は約3割と、実際に相談した人は少ない状況です。

■防災・災害復興対策で性別の配慮が必要だと思う取組



資料：令和元年度（2019年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策等）」、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が特に求められています。

数値目標

新規	指標項目	現状値	目標値 (令和7年度)
	高齢者の生きがい支援 シニアサロン立ち上げ数	21 団体	25 団体
	女性に対する暴力防止 「女性相談窓口」を知っていると回答した割合	27.8% (令和元年度住民意識調査)	50%
○	女性相談窓口の稼働率	62%	70%
○	自主防災組織への女性の参画の促進 女性防災士の人数	2 人	5 人

[現状値：令和2年3月31日現在]



～すぎと男女共同参画情報紙／You & I～

施策の方向1 高齢者・障がい者（児）等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化の進展から、在宅介護のニーズは増大する一方で、介護の担い手不足の深刻化も見込まれるため、地域での支え合いや生きがいづくりを促進するとともに、介護サービスの充実を図り、高齢者の生活支援に取り組めます。

また、障がいがあることによって困難な状況に陥らないよう、社会参加や交流機会を創出し、障がいのある人が地域でいきいきと暮らせるように支援や環境の整備を行います。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①高齢者・障がい者（児）等への支援の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
47	高齢者福祉施策の充実 高齢者が心身ともに生き生きと充実した生活が送れるよう、高齢者の活動を支援します。 ・在宅生活支援の充実 ・介護予防の充実	継続	高齢介護課
(44)	高齢者の地域活動の充実（再掲） 仲間づくり、生きがいづくりのための活動を拡充し、スポーツ・趣味の活動や就労促進を通じた高齢者の社会参画を支援します。	継続	高齢介護課
48	障がい者（児）福祉施策の充実 障がい者（児）の社会参加や交流を促進する事業を実施します。また、障がい者（児）の高齢化・重度化や「親亡き後」の生活の安心を見据えて、地域全体で支える仕組みを構築する地域生活支援拠点の整備を進めます。	継続（拡充）	福祉課 （社会福祉協議会）
49	バリアフリー及び*ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 全ての人に使いやすい*ユニバーサルデザインの考え方に対する理解を進め、町内公共施設等への導入を促進します。	継続	福祉課 （社会福祉協議会） 関係各課

施策の方向2 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭の困難や、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るために、経済的支援や、福祉支援等の施策を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①ひとり親家庭等への支援

番号	事業	推進区分	担当課等
50	ひとり親家庭等への支援の充実 母子家庭、父子家庭、養育者家庭に対し、児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について周知します。	継続	子育て支援課
51	福祉資金の貸付の充実 ひとり親家庭等（低所得世帯）に、小口資金の貸付を実施します。	継続	福祉課 （社会福祉協議会）

施策の方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶に向けて、研修等を通じてDVに関する意識啓発や理解促進を図るとともに、相談窓口の周知強化にも努めます。また、被害者支援のために、各種関係機関と連携を図り、プライバシーに配慮した保護体制の強化や、自立支援に取り組んでいきます。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①女性に対する暴力の防止に関する意識啓発

番号	事業	推進区分	担当課等
52	暴力防止に対する理解促進 暴力は重大な人権侵害であるとの認識のもと、DVをはじめ児童や高齢者への虐待など、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、広く町民に対する意識啓発を行います。 ・*デートDV防止研修の充実	継続 重点	人権・男女共同参画推進課
53	庁内における二次的被害の防止 DVについて理解するとともに、窓口における二次的被害を防止するため、職員研修を実施します。	継続	総務課 人権・男女共同参画推進課
(30)	*セクシュアル・ハラスメント等の防止（再掲） 庁内における*セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するため、職員研修の充実を図ります。	継続	総務課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②相談機能の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
54	女性相談窓口の充実 夫・パートナーからの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口を充実させ、町ホームページやチラシ等を活用した広報の充実を図ります。	継続 重点	人権・男女共同参画推進課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策③DV被害者への支援体制の整備充実

番号	事業	推進区分	担当課等
55	関係機関との連携 DV被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り、支援体制を充実します。 ・DV被害者支援ネットワーク会議	継続 重点	人権・男女共同参画推進課

施策の方向4 男女共同参画の視点による防災体制の整備

避難所運営や自主防災組織への女性の参画など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①女性の視点に立った防災対策の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
56	女性消防団員活動の活性化 被災時には家庭的責任が女性に集中しやすいことから、男女共同参画の視点に立った啓発活動や防災訓練を行うなど、女性消防団員活動の活性化を図ります。	継続	くらし安全課
57	自主防災組織への女性の参画の促進 地域の自主防災組織の活動において、女性の視点を取り入れ、男女が共同して取り組む体制を充実させるため、女性防災士の養成や女性の参画促進を図ります。	継続（拡充） 重点	くらし安全課
58	女性視点の避難所運営の推進 災害発生時に男女共同参画の視点に立った避難所運営が可能となるように、女性の視点やニーズを取り入れるとともに、災害時に備えるための訓練等の充実を図ります。	継続 重点	くらし安全課

第5章 計画の推進



計画の推進

計画を着実に推進するため、進行管理を的確に実施するとともに、町民や関係機関等との連携・協力を図りながら、推進体制の整備・充実に努めます。

(1) 庁内推進体制の充実

計画を総合的かつ効果的に遂行するため、男女共同参画推進会議において、各事業の進行管理を行い、施策の推進を図ります。

- ・ 全庁的な計画の推進

この計画の基本理念を生かし、男女共同参画が実現できるよう関係各課と連携を図り、全庁的に計画を推進します。

- ・ 事業の進捗状況の管理

毎年度に一度、計画に基づく事業の進捗状況を調査し、その結果を全庁で共有します。また、計画の目標達成に向け、取組の達成状況の評価を行い、事業を継続的に改善あるいは充実させる手法であるPDCAサイクルを活用しながら、効果的・効率的に事業を推進します。

(2) 町民・事業者等との協働による計画の推進

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、町民全体の課題であることから、町民及び事業者と行政との協働による計画の推進が必要です。したがって、行政との連携を図りながら主体的に男女共同参画の推進に取り組む町民及び事業者等を支援します。

- ・ 町民との協働

啓発のための情報紙の発行を行うため、行政と連携を図りながら主体的に活動に取り組む「すぎと男女共同参画推進町民スタッフ」の活動を支援します。

- ・ 計画策定・見直しにおける町民との協働

計画の策定・見直しにおいては、幅広く町民の意見を聴き、プランに反映させるため、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」を設置します。

(3) 国・県など関係機関との連携・協力

男女共同参画社会の形成に向けた取組を行っていくうえで、国や県、近隣市町との連携・協力は不可欠です。国や県、近隣市町との連携をさらに深め、情報交換等を進めていくことにより、杉戸町の男女共同参画の一層の推進を図ります。

- ・他団体主催研修会等への参加

国・県や近隣市町が主催する研修会、フォーラムなどに積極的に参加します。

- ・国・県等への要望

法制度の更なる充実や計画推進のために必要な支援などを要望していきます。

(4) 男女共同参画を推進するための条例の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年（1999 年）6 月に施行されたのに続いて、埼玉県でも平成 12 年（2000 年）4 月に「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行され、法律等の整備は着実に進んでいます。

そこで杉戸町においても男女共同参画社会の実現に向けて、町全体の取組の姿勢をより明確にするとともに計画の実効性を高めるため、男女共同参画を推進するための条例制定に向けて検討を進めます。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響と変化を踏まえながら、事業を推進します。

資料編

1 「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」策定経過

<令和元年度（2019年度）～令和2年度（2020年度）>

年 月 日	事 項	内 容
令和元年 10 月 11 日 ～10 月 31 日	・ 杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査実施	・ 対象：町内に居住する 18 歳以上の男女 ・ 回収率：28.4%
令和2年 6 月 15 日	・ 第1回男女共同参画推進会議 幹事会	・ 住民意識調査結果報告 ・ プラン策定スケジュールについて
令和2年 6 月 22 日	・ 第1回男女共同参画推進会議	・ 住民意識調査結果報告 ・ プラン策定スケジュールについて
令和2年 7 月 17 日	・ 第1回男女共同参画社会づくり懇話会	・ 懇話会設置要綱について ・ 男女共同参画社会について ・ プラン策定スケジュールについて
令和2年 8 月 6 日	・ 第2回男女共同参画社会づくり懇話会	・ 住民意識調査結果報告 ・ すぎと男女共同参画プラン(第4次)の現状と課題等について
令和2年 9 月 29 日	・ 第2回男女共同参画推進会議 幹事会	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)素案について
令和2年 10 月 8 日	・ 第2回男女共同参画推進会議	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)素案について
令和2年 10 月 19 日	・ 第3回男女共同参画社会づくり懇話会	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)素案について
令和2年 11 月 5 日	・ 第3回男女共同参画推進会議（書面開催）	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)素案について
令和2年 12 月 1 日 ～令和2年 12 月 25 日	・ パブリックコメント実施	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)素案に対する意見募集
令和3年 1 月 14 日	・ 第4回男女共同参画推進会議（書面開催）	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)原案の審議
令和3年 1 月 14 日	・ 第4回男女共同参画社会づくり懇話会（書面開催）	・ すぎと男女共同参画プラン(第5次)原案の審議
令和3年 2 月 4 日	・ 政策会議	・ 計画決定

2 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱

令和2年（2020年）3月16日

告示第36号

（設置）

第1条 すぎと男女共同参画プラン（第5次）（以下「プラン」という。）の策定に当たり、幅広く関係団体及び住民の意見を聴き、プランに反映させるため、杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 男女共同参画社会の形成に係る調査研究に関すること。
- （2） 男女共同参画に係る施策に関すること。
- （3） その他プランの策定に関し、必要と認められること。

（委員）

第3条 懇話会は委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 男女共同参画に関し高い識見を有する者
- （2） 関係団体の代表者
- （3） 一般公募者
- （4） その他町長が特に必要と認める者

（アドバイザー）

第4条 懇話会にアドバイザーを置き、必要に応じ意見等を求めることができる。

2 アドバイザーは、男女共同参画に関し高い識見を有する者の中から町長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員及びアドバイザーの任期は、プランの策定が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第6条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席要請）

第8条 会長は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、そのつど関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第9条 懇話会の庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、プランの策定をもってその効力を失う。

3 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿

(任期 令和2年(2020年)7月17日から令和3年(2021年)3月31日)

区 分	所 属 団 体 等	氏 名
男女共同参画に関し高い識見を有する者	人権擁護委員	清水 信武
	杉戸町生涯学習審議会委員	仁部 弥生
	杉戸町教育委員会委員	木村 直昭
	一般社団法人 女性相談ネット埼玉	賀谷 恵美子
関係団体の代表者	杉戸町区長会	高橋 司
	杉戸町民生委員児童委員協議会	大橋 登喜夫
	すぎと男女共同参画推進町民スタッフ会議	宇田 千枝子
	杉戸町母子愛育会	岡崎 宏子
	杉戸町商工会	宮田 邦子
一般公募者		海老原 葉子
		相馬 有紀
		渋谷 倫子

4 杉戸町男女共同参画推進会議設置要綱

令和2（2020）年6月8日
告示第122号

（設置）

第1条 杉戸町の男女共同参画を総合的、かつ、効果的に推進するため、杉戸町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）男女共同参画の計画策定に関すること。
- （2）男女共同参画に係る施策の調査研究に関すること。
- （3）その他推進会議が必要と認めた事項

（組織）

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

（委員長）

第4条 推進会議の委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教育長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

（幹事会）

第6条 推進会議の所掌事項に関する事案の検討、調整又は調査研究を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は人権・男女共同参画推進課長の職にある者を、副幹事長は人権・男女共同参画推進課に所属する者を、幹事は別表第2に掲げる課等に所属する者をもって充てる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月16日告示第147号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月19日告示第9号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月16日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第35号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日告示第111号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日告示第17号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日告示第192号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第38号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第38号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日告示第134号）

この告示は、平成28年7月22日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第12号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日告示第122号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副町長、教育長、秘書広報課長、政策財政課長、総務課長、住民協働課長、くらし安全課長、町民課長、福祉課長、子育て支援課長、高齢介護課長、健康支援課長、農業振興課長、商工観光課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、人権・男女共同参画推進課長
--

別表第2（第6条関係）

秘書広報課、政策財政課、総務課、住民協働課、くらし安全課、町民課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、農業振興課、商工観光課、教育総務課、学校教育課、社会教育課

5 関連年表

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
昭和 20 年 (1945 年)	○国連憲章採決	○衆院法改正（成年女子に参政権）	
昭和 21 年 (1946 年)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国会議員 39 人誕生	
昭和 22 年 (1947 年)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止	
昭和 23 年 (1948 年)	○第 3 回国連総会で「世界人権宣言」採択		
昭和 42 年 (1967 年)	○第 22 回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和 50 年 (1975 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」、総理府婦人問題担当室を設置	
昭和 51 年 (1976 年)	○1976 年から 1985 年まで 10 年間を「国連婦人の 10 年」とする	○民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に） ○第 1 回日本婦人問題会議（労働省）	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事を置く
昭和 52 年 (1977 年)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が、嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長を置く ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足
昭和 53 年 (1978 年)			○第 1 回埼玉県婦人問題協議会
昭和 54 年 (1979 年)	○第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長を置く
昭和 55 年 (1980 年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式	○民法一部改正（配偶者の法定相続分 1/3→1/2）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○県民部に婦人対策課を設置 ○婦人関係行政推進会議設置
昭和 56 年 (1981 年)	○ILO 第 156 号条約の採択（ILO 総会）（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）		
昭和 59 年 (1984 年)		○国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍…父系血統主義→父母両系主義）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定
昭和 60 年 (1985 年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ）「ナイロビ将来戦略」の採択 NGO フォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○「労働基準法」一部改正（昭和 61 年施行）	○ナイロビ会議 NGO フォーラムに埼玉県婦人派遣団参加
昭和 61 年 (1986 年)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	○「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更
平成元年 (1989 年)		○「法例」改正（婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正）	

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 (国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択 (ILO総会)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ○埼玉県県民活動総合センターの開館
平成3年 (1991年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」成立(平成4年施行)	○「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更
平成4年 (1992年)		○初の婦人問題担当大臣設置	
平成5年 (1993年)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○「パートタイム労働法」成立	
平成6年 (1994年)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択 (ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1995年)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」「北京宣言」の採択	○「育児・介護休業法」成立(平成11年施行) ○ILO第156号条約批准(家族的責任条約)	○「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「世界みらい会議」開催 「埼玉宣言」採択
平成9年 (1997年)		○「男女雇用機会均等法」等一部改正(女子保護規定の撤廃)(平成11年施行)	
平成10年 (1998年)			○女性センター(仮称)基本計画策定
平成11年 (1999年)	○エスキャップハイレベル政府間会議(バンコク)	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法、育児介護休業法が施行 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
平成12年 (2000年)	○国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	○「介護保険法」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー規制法」施行	○「彩の国国際フォーラム2000年」開催 ○「埼玉県男女共同参画推進条例」制定
平成13年 (2001年)		○中央省庁改革により内閣府に男女共同参画局を設置 ○女性週間(4月10日から16日)を男女共同参画週間(6月23日から29日)に変更 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行	○「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成 14 年 (2002 年)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定 ○With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)開設
平成 15 年 (2003 年)		○「次世代育成支援対策推進法」施行	
平成 16 年 (2004 年)		○「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○「DV防止法」一部改正(保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化)	
平成 17 年 (2005 年)	○第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	○「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ○「育児・介護休業法」等の一部改正(環境の整備について所要の措置)	
平成 18 年 (2006 年)	○第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 「東京閣僚共同コミュニケ」採択	○「男女雇用機会均等法」等の一部改正(性別による差別禁止の範囲の拡大等)(平成 19 年施行)	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 19 年 (2007 年)	○第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	○「DV防止法」一部改正(保護命令制度の拡充等) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の中間見直し、「埼玉県男女共同参画プラン」とする
平成 20 年 (2008 年)	○第 52 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択	○「パートタイム労働法」一部改正(均衡のとれた処遇の確保の促進) ○仕事と生活の調和元年	○女性キャリアセンター開設
平成 21 年 (2009 年)	○第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 「ソウル閣僚共同コミュニケ」採択 ○第 53 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 「H I V/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」採択		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定
平成 22 年 (2010 年)	○第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 「紛争下における女性・児童の人質解放」「女性の経済的地位向上」等を採択	○「育児・介護休業法」一部改正(男性の育児参加の支援等) ○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 年 (2011 年)	○国連のジェンダー関係の 4 機関を統合し、「UN Women」発足 ○第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 「共同声明」採択		

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成 24 年 (2012 年)	○第 56 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択	○『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定	○産業労働部にウーマノミクス課を設置 ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 3 次)」策定
平成 25 年 (2013 年)	○第 5 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 「北京閣僚共同コミュニケ」採択	○「ストーカー規制法」一部改正 (電子メールを送信する行為の規制等) ○「DV防止法」一部改正 (適用対象の拡大) (平成 26 年施行)	
平成 26 年 (2014 年)	○第 58 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択 ○第 6 回東アジア家族に関する大臣フォーラム (ソウル宣言)		
平成 27 年 (2015 年)	○第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 (ニューヨーク) 「パレスティナ女性の状況と支援」等を採用	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」施行 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 28 年 (2016 年)	○「第 60 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「紛争下における女性及び児童の人質解放」等を採用	○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」策定	
平成 29 年 (2017 年)	○「第 61 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「職場におけるセクシャル・ハラスメント解消決議」等を採用	○「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」改正	○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 4 次)」策定
平成 30 年 (2018 年)	○「第 62 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「女性の地位に関する今後の組織と作業方法」等を採用	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
平成 31 年／ 令和元年 (2019 年)	○「第 63 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」を採用	○「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ○女性活躍推進法の一部改正 ○「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正	
令和 2 年 (2020 年)	○「第 64 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」	○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ○「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	

6 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号
平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関す
る取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を
制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな
る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成
を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う

べき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に
提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊
重されることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限
り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に
共同して参画する機会が確保されることを旨として、
行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
おける取組と密接な関係を有していることにかんが
み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行
われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施

策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以

下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成11年6月23日法律第78号） 略

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 略

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。（以下略）

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日埼玉県条例第12号

平成12年4月1日 施行

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根深く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益

を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調

整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取

組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」とい

う。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：令和元年法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性
であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が
暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実
現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を
保護するための施策を講ずることが必要である。このこ
とは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際
社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を
及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において
「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者
からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚
をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、
当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対
する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した
と同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号第六号第五条 第八条の三及び第九条において同じ）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった

者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ)を受けた者に限る。以下この章において同じ)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力 同号において同じ)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配

偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所

は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶

者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了

することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏ま

え、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十

八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活に

における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定め

るところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一

条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実

施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた

目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提

供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の

職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要

があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、

同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規

定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)

の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 用語の解説

<あ行>

◆ウーマノミクス

[P. 3]

就業する女性が増加することによって、企業活動の活性化や消費活動の拡大といった効果が表れ、社会全体が活性化することにつながるという考え方をいいます。

◆エンパワーメント

[P. 2]

力をつけることをいいます。この場合には、女性の可能性を十分に開花させ、多様な選択を可能にすることをいいます。

<か行>

◆家族経営協定

[P. 41]

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営における家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯における家族相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

◆固定的な性別役割分担意識

[P. 1、P. 10、P. 11、P. 22、P. 27、P. 28、P. 29、P. 30、P. 43、P. 44]

一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性ははじめてからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方をいいます。

<さ行>

◆ジェンダー

[P. 2、P. 41、P. 42]

本来の生物学的性別（セックス）ではなく、「女らしさ、男らしさ」というように、社会的・文化的に女（男）はこうあるべきものとされた性差のことをいいます。

◆持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

[P. 2]

平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の後継として平成 27 年（2015 年）9 月に国連で採択された、2016 年から 2030 年までの国際目標です。

MDGs の残された課題や新たに顕在化した課題に対応するように、新たに 17 のゴール、169 のターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられています。

◆性自認

[P. 30]

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のことをいいます。

◆性的指向

[P. 30]

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことをいいます。

◆性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

[P. 27、P. 30]

性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを指します。

◆セクシュアル・ハラスメント

[P. 40、P. 49]

主に職場や学校等において行われる「性的嫌がらせ」のことをいいます。相手の意思に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をしたり、学校生活を送る上で、一定の不利益を与えたり（対価型）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる（環境型）ことをいいます。

<た行>

◆デートDV

[P. 15、P. 49]

中高生や大学生など若者の恋人間で起こる、ドメスティック・バイオレンスと同様の暴力のことをいいます。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに自分の考えや価値観を押し付けたりすることも含まれます。「力と支配」の関係が根底になっています。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

[P. 1、P. 14、P. 15、P. 21、P. 44、P. 46、P. 49]

夫や恋人など親密な関係にある、又はあったパートナーから受ける暴力のことをいいます。多くの場合、女性が被害者となっています。暴力は、身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々な形で存在します。

<は行>

◆ポジティブ・アクション

[P. 40]

長い間の性差別や不平等などが積み重なり、単に差別を禁止しただけでは実質的な男女平等の達成が難しいことから、積極的な是正措置あるいは優遇施策をとることをいいます。

<ま行>

◆M字カーブ

[P. 1、P. 9]

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

<や行>

◆ユニバーサルデザイン

[P. 48]

文化・言語・国籍の違いや、年齢や性別の違い、障がいの有無にかかわらず、だれもが使いやすいと感じるデザインのことをいいます。

<ら行>

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

[P. 27、P. 32]

リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯にわたって、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。また、リプロダクティブ・ライツは、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。子どもをもつかもたないか、いつ、何人もつか決める自由や、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産などを含む重要な人権として認識されています。

<わ行>

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

[P. 1、P. 11、P. 12、P. 13、P. 35、P. 39、P. 41]

「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることをいいます。やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

すぎと男女共同参画プラン（第5次）

～みんなでつくる、だれもがいきいきと輝けるまち～

令和3年3月

発 行 / 杉戸町
編 集 / 杉戸町人権・男女共同参画推進課
〒345-8502
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29
電話0480-33-1111（代表）



杉戸町マスコットキャラクター
「すぎびよん」